

削除:二重線、追加:下線

改正前	改正後	改正理由
<p>P14 第61条[治療目的使用の例外的免責(TUE)]</p> <p>(1) いかなる選手も、治療上の理由から医師に受診して治療または投薬を受ける場合には、当該処方「禁止物質」または「禁止方法」を含むか否かを尋ねるものとする。</p>	<p>P14 第61条[治療目的使用の例外的免責(TUE)]</p> <p>(1) いかなる選手もリーグに属する選手(第1種および第2種登録選手)ならびに本協会がそのほかに指定するカテゴリーの選手は、治療上の理由から医師に受診して治療または投薬を受ける場合には、当該処方「禁止物質」または「禁止方法」を含むか否かを尋ねるものとする。</p>	<p>運用上の混乱を避けるため。</p>
<p>P15 第61条[治療目的使用の例外的免責(TUE)]</p> <p>(3) 別の治療方法がない場合(本規程末尾に添付の別紙Bに記載の「治療目的使用の例外的免責」参照)には、選手は、事情を説明する医学的証拠資料を入手するものとする。かかる医学的証拠資料は、診察から48時間以内にドーピング・コントロール小委員会に送付されるものとする。かかる期間内に試合が開催される場合には、医学的証拠資料は試合開始前にドーピング・コントロール小委員会に到着するか、ドーピングテストの際に提出されるものとする。かかる時間制限を経過した場合には、いかなる医学的証拠資料も受理されないものとする。</p>	<p>P15 第61条[治療目的使用の例外的免責(TUE)]</p> <p>(3) 別の治療方法がない場合(本規程末尾に添付の別紙Bに記載の「治療目的使用の例外的免責」参照)には、選手は、事情を説明する医学的証拠資料を入手するものとする。かかる医学的証拠資料は、<u>原則として、診察から48時間以内にドーピング・コントロール小委員会に送付されるものとする。</u>かかる期間内に試合が開催される場合には、医学的証拠資料は試合開始前にドーピング・コントロール小委員会に到着するか、ドーピングテストの際に提出されるものとする。かかる時間制限を経過した場合には、<u>別紙BにいうTUEの申請の関係では、いかなる医学的証拠資料も受理されないものとする。ただし、ドーピング・コントロール小委員会の事後審査において、当該医学的証拠資料がTUE申請において添付することを求められていると同程度の内容の証拠資料であることを前提に、ドーピング・コントロール小委員会は、その裁量において、当該診療行為が当時に作成された医学的証拠資料を考慮することができる。</u></p>	<p>運用実態に則した解釈ができるようにするため。</p>
<p>P29 別紙B 治療目的使用の例外的免責</p> <p>7. 申請は、WADCの「治療目的使用の適用措置に関する国際基準」別紙1に記載されたTUEの標準申請書式または本規程末尾に添付の書式0-12「標準TUE申請書」または/および書式0-13「略式TUE申請書」を使用してなされるものとする。</p>	<p>P29 別紙B 治療目的使用の例外的免責</p> <p>7. 申請は、WADCの「治療目的使用の適用措置に関する国際基準」別紙1に記載されたTUEの標準申請書式または本規程末尾に添付の書式0-12「標準TUE申請書」または/および書式0-13「略式TUE申請書」を使用してなされるものとする。</p>	<p>書式を統一し、運用上の混乱を避けるため。</p>